

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	九州管区警察学校（R5）道場・体育館埋蔵文化財発掘調査 資料整理・報告書作成業務委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 藤巻 浩之 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 5年 4月 3日
契約の相手方の氏名及び住所	福岡市長 高島 宗一郎
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥9,716,219- （月額）
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥0- （月額）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

1. 業務名 : 九州管区警察学校（R5）道場・体育館埋蔵文化財発掘調査  
資料整理・報告書作成業務委託
2. 履行場所 : 福岡市博多区板付6丁目1-1
3. 随意契約の相手方 : 名称 福岡市長 高島 宗一郎  
住所 福岡市中央区天神1丁目8番1号  
電話 092-711-4667
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

### 1) 当該業務の目的

本業務は、九州管区警察学校の道場・体育館の新築工事を実施するにあたり、計画地の試掘を行った結果、埋蔵文化財調査が必要となったため、文化財保護法の主旨をふまえ、関係教育委員会と協議を行い、文化財包蔵地の発掘調査にともなう資料整理及び報告書作成を行うものである。

### 2) 随意契約に付する理由

本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。

福岡市は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条によりこれまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。

以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、福岡市が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、福岡市と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

営繕部 計画課長